小・中学生の保護者のみなさんへ
～就学援助制度についてのお知らせ～

高岡市教育委員会　学校教育課

1．就学援助制度とは

経済的な理由により、お子さんに義務教育を受けさせることが困難な保護者の方に対して、学用品費や学校給食費など、学校にかかる費用の一部を援助することにより、教育の機会均等を保障する制度です。

2．援助を受けることができる方と申請に必要な書類

	保護者が次のいずれかに該当する方	申請に必要な書類
1	生活保護を受けている方	①、②
2	市・県民税が非課税の方	①、②、③
3	市・県民税の減免を受けている方	①、②、③ ③の代わりに減免決定通知書のコピーでも可
4	児童扶養手当、またはひとり親家庭等医療費助成を受けている方	①、②、④
5	上記１～４の他、収入の程度により援助の必要がある方	①、②、③、⑤ （③の代わりに「市・県民税の決定通知書でも可」）

①「児童生徒に係る世帯票」・・・１人につき２枚必要
②「【就学援助費】振込口座登録申請書」又は「通帳のコピー」
③「市・県民税所得課税証明書（コピーでも可）」　※ 保護者分
④「児童扶養手当証書のコピー」又は「ひとり親家庭等医療費受給資格証のコピー」
⑤「就学援助費に係る収入額・需要額調書」

○　小学校と中学校にお子さんが通われている場合や兄弟姉妹がいる場合は、1人ずつ申請してください。

3．援助の対象について

	支給費目	支給額	内容	摘　要
1	学用品費	定　額	学用品費、通学用品費（小１・中１を除く）宿泊を伴わない校外活動費	
2	新入学学用品費	定　額	新入学にかかる学用品費、通学用品費（小１・中１）	新１年生４月認定者のみ
3	校外活動費	上限有	宿泊を伴う校外学習の交通費、見学料等	
4	体育実技用具費	上限有	体育の授業に使用するスキー用具一式のレンタル代、柔道、剣道の用具購入費	領収証の提出が必要 柔道、剣道の用具購入費用は１人１回のみ認定日前に購入した場合買替えのみ対象
5	修学旅行費	実　費	修学旅行の宿泊費、交通費、見学料等	原則、小６・中３のみ対象
6	通学費	実　費	交通機関の定期券・回数券の購入費用	領収書または定期券・回数券のコピーの提出が必要 通学の片道の距離が小学校４km、中学校６km以上の場合
7	学校給食費	実　費	給食費の免除	学校集金から給食費を減額
8	医療費	実　費	トラコーマ、白癬及び寄生虫病等の学校病医療費	学校から配布された医療券を提出。 学校（学校医）から治療の指示があった場合の医療費が対象

○　上記１～６については高岡市で定めた一定金額の範囲内で補助します。
○　学校集金の全てが援助の対象となる訳ではありません。
○　要保護児童生徒のお子さんは、修学旅行、医療費が対象となります。

【裏面に続く】